

高砂市ひょうご出会いサポートセンター登録補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する若年の独身者を支援することにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、地域における少子化対策の強化と移住・定住の促進に資するため、兵庫県が設置する「ひょうご出会いサポートセンター」の有料会員登録「はばタン会員」（以下「はばタン会員」という。）の年間の登録手数料又は更新手数料（以下「登録手数料等」という。）に対し、高砂市ひょうご出会いサポートセンター登録補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、補助金を申請する時点で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住民登録をしていること。
- (2) 他の地方公共団体から登録手数料等の助成を受けていないこと。
- (3) 年齢が20歳以上39歳以下であり、かつ、独身者であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、はばタン会員の会員登録をした日又は会員登録の更新をした日が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間にある当該手続に係る登録手数料等とする。

2 前項に規定する補助対象経費は、振込手数料は含まない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、5,000円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、高砂市ひょうご出会いサポートセンター登録補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類の写し（公的機関が発行した住所、氏名及び生年月日が分かるもの）
- (2) 補助金の交付を受けようとする者が「はばタン会員」の登録をしており、登録手数料等の支払をしていることが確認できるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一年度内において1回限りとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めたときは、高砂市ひょうご出会いサポートセンター登録補助金交付決定通知書（様式第2号）を、補助することが適当でないと認めたときは、高砂市ひょうご出会いサポートセンター登録補助金不交付決定通知書（様式第3号）を、原則として提出書類を受理した日から起算して30日以内に当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する補助金の交付決定に際し、条件を付けることができる。

(交付)

第7条 市長は、前条第1項により高砂市ひょうご出会いサポートセンター登録補助金交付決定書を受けた者（以下「補助対象者」という。）に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、高砂市ひょうご出会いサポートセンター登録補助金交付決定取消通知書（様式第4号）を補助対象者に通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付けた条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(庶務)

第10条 この要綱に基づく補助金の交付に関する事務は、こども部こども若者政策課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和８年８月14日から施行する。